

建設工事における前金払の限度額と 申請できる期間が変わりました

平成21年9月
総務部契約監理室

彦根市では、建設業者の方が建設工事の施工に必要な労働力、資材等の資金調達に配慮するため、前金払制度を次のとおり改正しました。

改正の内容

(1)前金払限度額の拡大

契約金額の4割を超えない範囲内で前金払のできる限度額を「4,000万円」から「1億円」に拡大

(2)前金払いの申請できる期間を拡大

前金払いの申請できる期間を契約締結日から「20日以内」を「40日以内」に拡大

施行日

平成21年9月1日以降に契約する建設工事から適用します。

備考 従前同様、前金払の対象となる工事は、契約金額が1件200万円以上のものに限ります。また、前払金保証への加入と、市への保証証書の寄託が必要です。